


猫の飼い主の方へ

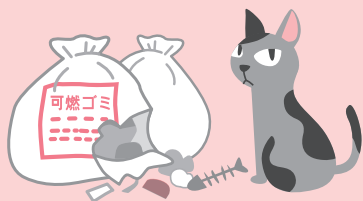
楽しく猫とつきあうために・・・



 登録等の手続きはありませんが、
飼い主は次のことを守ってください。

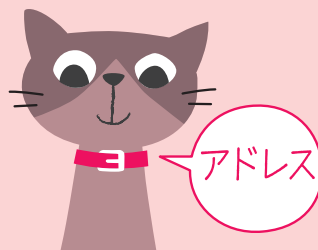
猫の本能・習性をよく理解し、責任をもって終生飼ってください。

「フン・尿」「鳴き声」「庭やごみを荒らす」といった猫による苦情が多発し問題となっています。



飼い猫であることを明示してください。

猫に首輪、名札等をつけ、飼い主を明らかにすることで、迷い猫が少なくなります。



室内で飼いましょう。

猫は快適な環境を整え、飼い主がコミュニケーションをとることで室内でも暮らせます。屋外飼育は、交通事故、ノミ・ダニなどの寄生、感染症など、猫にとって生命の危険が多く、またフン尿などでご近所に迷惑をかけることになります。

不妊・去勢手術をしましょう。

自由に繁殖できる状況では、猫は1年に2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。動物を飼う空間や、世話をする人手や時間、経済的条件は限られています。次々と生まれてくる動物を全て飼うのも、責任ある新しい飼い主を探すのも限界があります。

毎年多くの子猫が保健所に持ち込まれています。このような猫を増やさないために、飼い主の責任で、不妊・去勢手術による繁殖制限を実施しましょう。

不妊・去勢手術をすることで、病気の予防や、ストレスの軽減にもなります。



猫を捨てないでください。

猫を捨てる行為は犯罪です。また、捨てられた猫は、病気や交通事故で死亡したり、野良猫になって迷惑をかけたりすることになります。



🐾 飼い主のわからない猫、野良猫にエサを与えると…

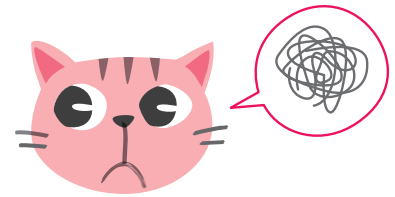
飼い主がわからない猫、野良猫がかわいそうだからとエサを与えていませんか。

エサを与えると、その地域に野良猫が住みつき増加する原因となります。それによって庭やごみ置き場を荒らしたり、フン尿をしたりして、地域住民に迷惑をかけることになり、様々なトラブルが発生します。



🐾 坂祝町からのお願い

- ◆ 野良猫による迷惑・被害を減らしたい
- ◆ 野良猫を他の場所に連れて行ってほしい
- ◆ 町で捕獲して処分してほしい



このような相談が坂祝町へ寄せられています。猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」により愛護動物として定められているため、捕獲し、処分することはできません。（なお、坂祝町では猫捕獲器を保有していません。）

このため、野良猫対策については、自己により対応していただくこととなりますが、すでに野良猫の数が増加しており、フン尿被害など困っている地域においては、地域住民の方々が野良猫の不妊・去勢手術を行い、エサやりや清掃など地域でルールを定め適正に管理することで時間をかけ野良猫を減らしていく、いわゆる『地域猫活動』があります。

また岐阜県においては、地域猫活動を支援する事業を行っています。活動は長期にわたるため、地域の実情に合った無理のないルールを定めることが大切であり、地域ごとで、取り組み方は異なります。

地域猫活動を実施したい場合は、可茂保健所又は、岐阜県動物愛護センターにお問い合わせをお願いします。

【地域猫活動に関する問い合わせ先】

可茂保健所（美濃加茂市下古井2610-1） ☎ 0574-25-3111

岐阜県動物愛護センター（美濃市片知593） ☎ 0575-34-0050

問い合わせ先（地域猫活動を除く）：坂祝町 水道環境課 ☎ 66-2407

